

書名：これだけマスター 2級管工事施工管理技士

発行：2025年5月10日 第1版第4刷発行

ISBN：978-4-274-22902-2

■第4刷正誤表

頁	該当箇所	正誤内容	
		誤	正
23	問題①(1)	流体は、気体に比べて――	液体は、気体に比べて――
46	13行目	圧縮は大である。	圧縮強度は大である。
90	問題④(3)	風量によるものと――	風力によるものと――
157	問題②(3)	熱媒水の補給が必要である。	熱媒水の補給が不要である。
160	マスター Point 下から2行目	・タンク内の照度は、100 lx 以下とする。タンク内照度率（タンク内照度をタンク外照度で除した数値）を0.1% 以下と定められている。	削除 ※上から1行目と内容が重複
169	4行目	ダンパ類を天井内に設ける場合は、	ダンパ類を天井内に設ける場合は、
	必ず覚えよう ⑦	トレーナは、	ストレーナは、
170	マスター Point 下から2行目	マテリアルリサイクル（熱エネルギーを回収して利用するリサイクル方法）した屋外排水用の塩化ビニル管である。	マテリアルリサイクルした屋外排水用の塩化ビニル管である。
173	マスター Point 下から4行目	風速も速くなる。	風速は低下する。
181	下から11行目	後期の長さによって、	工期の長さによって、
195	問題③(4)	作業Dよりも11日遅く着手することができる。	作業Dよりも1日遅く着手することができる。
206	下から2行目	直ちに捕集し、	直ちに補修し、
211	下から1行目	機密保持を考慮する。	気密保持を考慮する。
217	下から3行目	300 mm 以上	300 mm 以下
218	2行目	接合用フランジの間隔は、1 820 mm、	接合用フランジの間隔は、最大 1 820 mm、
	12行目	シール材	シール剤
221	下から7行目	パイプレンヂ青には、	パイプレンヂ跡には、
224	問題①(1)	昇降タラップ	昇降タラップ
229	問題⑫(1)	汚水稽	汚水槽
246	5行目	□振動の特定建設作業実施届出書は市町村長に提出する。	削除 ※1行目と内容が重複
250	下から5行目	シール材	シール剤
	下から2行目	振動をダクトに――	振動がダクトに――

268	下から2行目	[建築基準法第87・88条]	[建築基準法第6条・87条の4・88条]																																									
	表8・2	<p>右図のように修正</p> <table border="1"> <caption>表8・2 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>用途・構造</th> <th>規 模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">全国適用</td> <td>特殊建築物</td> <td>延べ面積 > 100 m²</td> <td rowspan="4">新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>木造</td> <td>階数 ≥ 3 または延べ面積 > 500 m²</td> </tr> <tr> <td>木造以外</td> <td>階数 ≥ 2 または高さ > 13 m 延べ面積 > 200 m²</td> </tr> <tr> <td>建築設備：エレベーター、エスカレーターなど</td> <td>設 置</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工作物：煙突 高さ > 6 m など</td> <td></td> <td>築 造</td> </tr> <tr> <td colspan="3">都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物</td> <td>建 築</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	用途・構造	規 模	工事種別	全国適用	特殊建築物	延べ面積 > 100 m ²	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）	木造	階数 ≥ 3 または延べ面積 > 500 m ²	木造以外	階数 ≥ 2 または高さ > 13 m 延べ面積 > 200 m ²	建築設備：エレベーター、エスカレーターなど	設 置		工作物：煙突 高さ > 6 m など		築 造	都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物			建 築	<table border="1"> <caption>表8・2 確認申請を要する建築物</caption> <thead> <tr> <th>適用区域</th> <th>区 分</th> <th>規 模</th> <th>工事種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全国適用</td> <td>法第6条第一号・特殊建築物</td> <td>延べ面積が200 m²を超えるもの</td> <td rowspan="2">新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>法第6条第二号・木造、非木造</td> <td>・階数が2以上 ・延べ面積200 m²を超えるもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等</td> <td rowspan="2">法第6条第三号・木造、非木造</td> <td>・平屋建て ・延べ面積200 m²以下のもの</td> <td rowspan="2">新築・増築・改築・移転</td> </tr> <tr> <td>法第6条第一号、二号の建築物</td> <td>建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合</td> </tr> <tr> <td>全国適用</td> <td></td> <td>高さ6 mを超える煙突、高さ8 mを超える高架水槽等</td> <td>新築・増築・改築・移転</td> </tr> </tbody> </table>	適用区域	区 分	規 模	工事種別	全国適用	法第6条第一号・特殊建築物	延べ面積が200 m ² を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）	法第6条第二号・木造、非木造	・階数が2以上 ・延べ面積200 m ² を超えるもの	都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第6条第三号・木造、非木造	・平屋建て ・延べ面積200 m ² 以下のもの	新築・増築・改築・移転	法第6条第一号、二号の建築物	建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合	全国適用		高さ6 mを超える煙突、高さ8 mを超える高架水槽等
適用区域	用途・構造	規 模	工事種別																																									
全国適用	特殊建築物	延べ面積 > 100 m ²	新築、増築、改築、移転、大規模な修繕、模様替え、用途変更（用途変更して特殊建築物となる場合に限る）																																									
	木造	階数 ≥ 3 または延べ面積 > 500 m ²																																										
	木造以外	階数 ≥ 2 または高さ > 13 m 延べ面積 > 200 m ²																																										
	建築設備：エレベーター、エスカレーターなど	設 置																																										
	工作物：煙突 高さ > 6 m など		築 造																																									
都市計画区域および知事の指定する区域内の上記以外の建築物			建 築																																									
適用区域	区 分	規 模	工事種別																																									
全国適用	法第6条第一号・特殊建築物	延べ面積が200 m ² を超えるもの	新築・増築・改築・移転・大規模の修繕・大規模の模様替え・用途変更（用途変更して特殊建築物になる場合に限る）																																									
	法第6条第二号・木造、非木造	・階数が2以上 ・延べ面積200 m ² を超えるもの																																										
都市計画区域 準都市計画区域 準景観地区等	法第6条第三号・木造、非木造	・平屋建て ・延べ面積200 m ² 以下のもの	新築・増築・改築・移転																																									
		法第6条第一号、二号の建築物		建築設備：エレベーター、エスカレーターを設ける場合																																								
全国適用		高さ6 mを超える煙突、高さ8 mを超える高架水槽等	新築・増築・改築・移転																																									
275	必ず覚えよう ②	通気管と兼用し、	通気管と兼用せず、																																									
279	表8・7 内 容	元請業者となったときに4,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上	元請業者となったときに5,000万円（建築一式工事にあつては、8,000万円）以上																																									
281	8行目	建築一式工事の場合は8,000万円以上で、その他の工事の場合は4,000万円以上	建築一式工事の場合は9,000万円以上で、その他の工事の場合は4,500万円以上																																									
283	必ず覚えよう ④	（管工事では4,500万円以上）	（管工事では5,000万円以上）																																									
284	問題③	(2) 請負代金の額が4,000万円未満の	(2) 請負代金の額が4,500万円未満の																																									
285	問題④	(4) 4,500万円以上の下請契約を	(4) 5,000万円以上の下請契約を																																									
	問題⑤ 4行目	4,500万円以上となる下請契約を	5,000万円以上となる下請契約を																																									
	問題⑤ 解説	(4) 4,500万円以上となる下請契約を	(4) 5,000万円以上となる下請契約を																																									
		また、4,500万円以上を下請契約する場合は	また、5,000万円以上を下請契約する場合は																																									
マスターPoint	下請契約が4,500万円未満の場合は	下請契約が5,000万円未満の場合は																																										